

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(16) 介護サービス事業者の経営状況等			調査対象 予 算 額	令和4年度：3,231,535百万円の内数 ほか (参考 令和5年度：3,335,348百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	介護保険制度運営推進費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	介護給付費等負担金ほか	取りまとめ財務局	(中国財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

厚生労働省が公表する「介護事業経営実態調査」及び「介護事業経営概況調査」（以下「実態調査等」という。）は、介護施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬の改定等に必要な基礎資料を得ることを目的に行われている統計調査である。

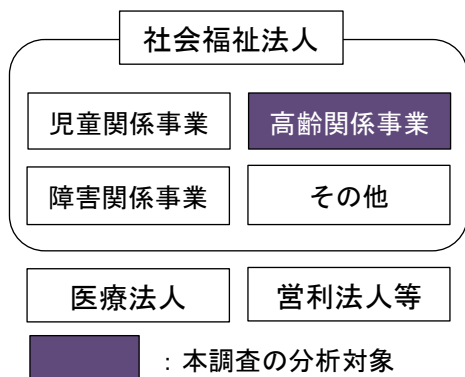
他方、介護サービス事業者が複数の事業（施設・事業所）を運営している場合には、事業全体の収支等を勘案しながら経営（職員配置、施設整備、調達、資金繰り等）を行うのが通常であるが、実態調査等は、個別の介護施設・事業所単位での経営状況を調査するものであるため、法人単位での経営状況が明らかになっていない。

このため、本予算執行調査では、独立行政法人福祉医療機構が管理する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）に掲載されている社会福祉法人（以下「法人」という。）の財務諸表等のデータを活用し、主として介護サービス事業を行っている法人について、法人単位の経営状況を分析する。

### 【電子開示システム掲載データ】

- ・ 概要 : 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁に提出を行った現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画
- ・ 範囲 : 平成29年度決算～令和3年度決算
- ・ 掲載の時期 : 各年度
- ・ 客体数 : 21,053法人（令和3年度決算）

### 【参考1】本調査の分析対象



### 【参考2】実態調査等と電子開示システムの比較

	実態調査等	電子開示システム
対象	介護サービス事業者（注1）	社会福祉法人
単位	施設・事業所	法人
抽出	層化無作為（注2）	全法人
提出	任意（注3）	法律上の義務
項目	収支等（注4）	財務書類全般

（出所）社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの集約結果  
 （注1）分類が困難なデータを含む法人は集計から除外している。  
 （注2）サービス活動収益が最も大きい事業を法人全体で判定し、区分している。

（注1）社会福祉法人のほか、医療法人や営利法人等が含まれる。  
 （注2）毎回抽出を行うため、調査ごとに対象の施設・事業所が異なる。  
 （注3）「令和4年度 介護事業経営概況調査」の有効回答率は48.3%。  
 （注4）収入・支出、職員配置・給与、サービス提供の状況等（ただし、施設・事業所間の資金移転は一部しか含まれない）。貸借対照表は含まれない。

### 【参考3】実態調査等における介護事業者の収支差率

	実態調査等		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別養護老人ホーム	1.6%	1.6%	1.3%
うち社会福祉法人	1.6%	1.8%	1.4%
通所介護	3.2%	3.8%	1.0%
うち社会福祉法人	1.5%	1.8%	▲1.6%
訪問介護	2.6%	6.9%	6.1%
うち社会福祉法人	2.3%	7.6%	6.1%

（出所）厚生労働省「令和4年度 介護事業経営概況調査」、厚生労働省「令和2年度 介護事業経営実態調査」  
 （注1）収支差率  

$$= \frac{\text{介護サービスの収益額}}{\text{介護サービスの費用額}} - 1$$
  
 （注2）収支差率は税引き前の値。

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (16) 介護サービス事業者の経営状況等

## ②調査の視点

### 1. 法人の経営状況分析

主として介護サービス事業を行っている法人(注)について、運営する拠点数や事業規模(収益額)と経営状況との関係性を、電子開示システムに掲載されている財務諸表データを基に分析する。

(注) 今回の調査において対象とするのは、高齢関係事業のサービス活動収益が全体の50%以上の法人。

【調査対象年度】 令和元年度～令和3年度

【調査対象先数】 令和元年度：6,597先  
令和2年度：6,601先  
令和3年度：6,618先

### 2. 法人経営

財務局等の現地調査を通じて、複数の拠点を運営する法人の経営や社会福祉連携推進法人(注)の現状などの分析を行う。

(注) 社会福祉連携推進法人

- 福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設(令和4年4月施行)。
- 2以上の社会福祉法人等が社員として参画し、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

【調査対象年度】 令和元年度～令和4年度

【調査対象先数】 令和元年度～令和3年度：35先  
令和4年度：44先

## ③調査結果及びその分析

### 1. 法人の経営状況分析

1法人当たりの現預金・積立金等(注)の金額や水準を確認したところ、過去3年間で現預金・積立金等の金額は増加し、年間費用に対する現預金・積立金等の割合も上昇した【図1】。新型コロナウイルスの感染拡大や人件費の上昇等の影響がある中でも、一定水準の現預金・積立金等を保有している。

(注) 一般的に流動性が高いと考えられる資産である現預金、積立金、有価証券・投資有価証券の合計額。

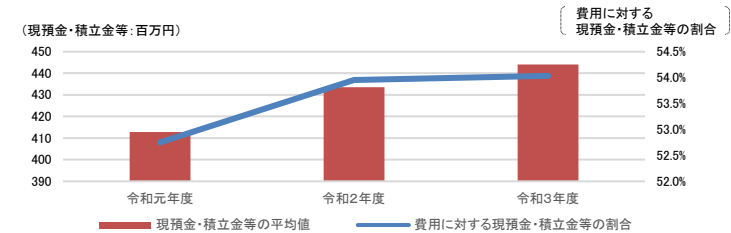
現預金・積立金等の水準(年間費用に対する現預金・積立金等の割合)と職員1人当たり給与(注)の関係を確認したところ、年間費用の3～6月分の現預金・積立金等を保有している法人で職員1人当たり給与が最大となっている。他方、3～6月分以降は、現預金・積立金等の水準が高くなって職員1人当たり給与はほぼ横ばいとなっている。このため、一部の法人において、現預金・積立金等が積み上がっているにもかかわらず、職員の給与に還元されていない可能性がある【図2】。

(注) 法人全体の給与費を、法人全体の常勤換算職員数で割った値。

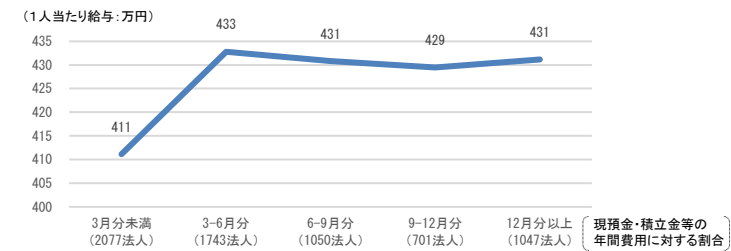
法人単位の経営状況として、拠点数や事業規模(収益額)と職員1人当たり給与やサービス活動増減差額率(注)の関係を確認したところ、拠点数・経営規模が大きくなるほど、職員1人当たり給与やサービス活動増減差額率が上昇する傾向にある【図3、図4】。

(注) 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの分析の際に用いているサービス活動収益に対するサービス活動増減差額(サービス活動収益からサービス活動費用を差し引いた額)の割合の値。

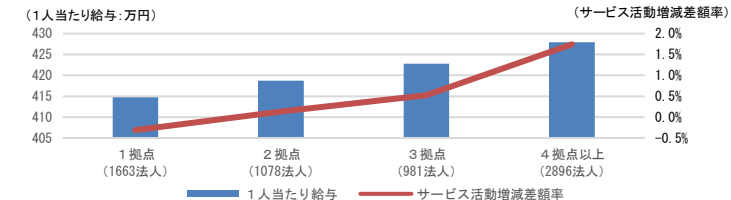
【図1】1法人当たりの現預金・積立金等の推移



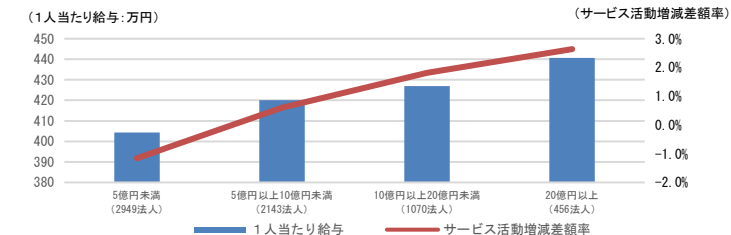
【図2】現預金・積立金等の水準と1人当たり給与の関係



【図3】拠点数別の1人当たり給与及びサービス活動増減差額率



【図4】事業規模別の1人当たり給与及びサービス活動増減差額率



# 総 括 調 査 票

調査事案名 (16) 介護サービス事業者の経営状況等

## ③調査結果及びその分析

### 2. 法人経営

(1) 特別養護老人ホームを含む複数の拠点を運営している法人(35法人)に対し、複数事業所の経営や事業規模の確保の利点と課題について聴取したところ、主な回答は以下のとおりであった。

利点	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人全体の収益の安定、本部・事業所間での資金繰り(注1)</li> <li>✓ 事業所間での人繰り(事業所を超えた人事異動・育成プログラム、職員の休暇取得、コロナが発生した際の人員補填等)</li> <li>✓ 物品等の一括契約による調達効率化、共通部門(事務処理、調理、管理栄養士等)の集約化</li> <li>✓ 多様なサービス(施設、通所、訪問等)の提供(⇒利用率の向上に寄与)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経営能力の向上</li> <li>✓ 職員の管理</li> <li>✓ 施設整備の負担</li> </ul>

(注1) ほとんどの法人が本部・事業所間の資金移転を裁量的に実施(本部で余剰資金を一括管理している法人もあり)。

例: 本部の職員給与・活動経費を事業所から本部に繰入れ、将来の施設・設備の整備・修繕に備えて本部で積立て、収支の良い事業所から収支の悪い事業所に移転

(注2) ほぼ全ての法人が、職員の負担軽減や業務効率化のため、ICT・介護ロボット(タブレット、インカム、見守りセンサー、電子記録システム等)や、間接業務(掃除、洗濯、調理等)の外部委託、介護助手等を活用。

(2) 社会福祉連携推進法人(以下「連携推進法人」という。)(9法人)に対し、連携推進法人の設立の利点と課題について聴取したところ、主な回答は以下のとおりであった。

利点	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人ごとの独自性(地域ごとの特性等)を維持しつつ、連携が可能</li> <li>✓ 人材確保・育成の連携(人材確保事務局専任職員の設置、採用イベントの開催、キャリアパス・給与体系等の標準化、研修等育成担当者の設置、合同研修、人事交流、外国人労働者の監理等)</li> <li>✓ 経営相談・ICT導入に係るアドバイザーとの契約の一元化</li> <li>✓ 物資の共同購入、事務処理・行政手続の代行の集約化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 制度の認知度が低い</li> <li>✓ 設立手続が煩雑</li> <li>✓ 年会費の負担</li> </ul>

複数事業所の経営や事業規模の確保、連携推進法人の設立について、多くの法人が経営の安定・改善に寄与すると回答する中、一層の推進に向け、経営能力の向上や制度の改善等の課題に対応する必要性が確認された。

また、今回調査したほとんどの法人において、施設・事業所を越えて資金繰りを行っていることが確認された。例えば、一部事業(施設入所の入口となるデイサービス等)の収支が良くなくても、法人全体の収支(施設の利用率確保等)の観点から経営を行っている場合もあり、特定の事業単体で収支を見るだけではなく、法人全体の収支も見必要がある。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 法人の経営状況分析 2. 法人経営

- 主として介護サービス事業を行っている法人では、現預金・積立金等の水準が上昇しているにもかかわらず、一部の法人において職員の給与に十分に還元されていない可能性があるため、職員給与への適切な還元を促進する仕組み作りを検討すべきである。
- 併せて、現状、保有資産を含めた分析が可能なのは社会福祉法人のみであるため、介護サービス事業を行う医療法人や営利法人等についても同様に、貸借対照表等の公表を求め、保有資産を含めた「見える化」を推進する必要がある。
- 特に現在の実態調査等は、有効回答率が5割未満であり、本部・事業所間での資金移転を含めた法人全体の収支も把握できないため、介護報酬等の議論を行う際には、上記「見える化」の取組による補完が不可欠である。
- また、複数事業所の経営や事業規模の確保を推進することにより、事業者の経営状況の安定・改善を図るとともに、職員1人当たり給与の引上げにつなげることが重要であり、経営能力の向上に向けた支援や制度の改善等をはじめ、事業の協働化・大規模化に向けた取組を進めるべきである。